

フランス養子縁組手続における 実親に対する公証人の関与

足 立 公 志 朗

序

- I. フランスにおける養子縁組成立の手続
 - II. 実親の同意に対する公証人の関与
- 結びに代えて—本稿のまとめと今後の課題

(1)
序

1. 本稿の課題

本稿の課題は、フランスの養子縁組手続における公証人の関与の一端を示すことである。養子は「意思」による親子関係の形成であるため、養子縁組の成立にとって、当事者の意思が重要であることは日仏いずれにとっても変わりがない。フランスでは、この意思は「同意（consente-

(1) 本稿の引用文献は本稿の末尾にまとめて掲げる（「本稿の主な引用文献一覧」）。

(2) フランス養子法を説明する際に「縁組」という語を用いることには慎重な意見が存在する（金子 [2012], p.180）。後述する通り、フランスでは養子による親子関係は裁判によって設定される。すなわち、「契約型養子法ではなく宣告型養子法」である（水野 [2022], p.68）。そのため合意の意味合いが前面に押し出される「縁組」という語を用いることには注意が必要であるが、本稿では「縁組」という語を用いる。

ment)」という形で示される。本稿ではこの同意に対する公証人 (no-
⁽³⁾
 taire) の関与を検討する。

2. 本稿の対象

フランス法における公証人実務の重要性は、多くの研究者が強調する
 ところであり、我が国には主に不動産取引、及び相続について研究の蓄
⁽⁴⁾
 積がある。これに対して、本稿ではこれまでにあまり注目されなかった

(3) «notaire» の訳語の選択は一つの問題であり、「ノテール」や「事務弁
 護士」(伊藤 [2001], p.448) という訳語が提案されることもあるが、本
 稿では「公証人」という語を用いる。

(4) フランスの公証人制度に関する主要な邦語文献として、次のものが挙
 げられる。

江藤价泰「比較法からみた公証(人)制度のあり方—フランスの公証人
 制度の一端—」『自由と正義』第32巻第14号(1981年)13頁以下、鎌田薫
 「フランスの公証制度と公証人」『公証』第11号1頁以下(1982年)、同
 「フランスの公証人—紛争予防機能を中心に」『総合特集シリーズ24 市民
 のための法律家(法学セミナー増刊)』(日本評論社, 1983年)186頁以下、
 松川正毅「フランスの公証人と公証人証書(1)~(9)」『国際商事法務』第
 21巻第9号~第22巻第5号(1993年~1994年)、同「フランスにおける公
 証人と紛争予防」『公証』第33号1頁以下(2003年)、今村与一「意思主義
 と公証人職」『岡山大学法学会雑誌』第52巻第3号61頁以下(2003年、同
 『意思主義をめぐる法的思索』(勁草書房, 2018年)所収)、山口齐昭「フ
 ランスにおける公証人の民事責任と紛争処理—レンヌ地方公証人評議会フ
 ランソワ・シャル氏へのインタビューを中心に」『公証』第36号77頁以
 下(2006年)、横山 [2010]、山倉愛「フランスにおける公証人の民事責任
 —職、公序、不法行為責任—」『人文科学研究』(お茶の水女子大学)第12
 号319頁以下(2016年)、久保宏之「フランス公証人制度の現在—マクロン
 法の衝撃—」『関西大学法学論集』第66巻第3号581頁以下(2016年)、吉
 田克己「フランス公証人制度の特質—マクロン法をめぐる議論を通して
 —」齊藤誠他編『日本の司法—現在と未来』(日本評論社, 2018年)159頁
 以下、ムスタファ・メキ(吉田克己・訳)「フランス公証人職の未来」『市
 民と法』第117号3頁以下(2019年)、山倉愛「フランスにおける公証人の
 助言義務:内容、生成と展開」『比較法研究』第81号220頁以下(2019年)、
 同「フランスにおける公証人の助言義務—初期の議論を中心に—」『人文

フランス養子縁組手続における実親に対する公証人の関与

⁽⁵⁾養子縁組における公証人実務に注目する。そして、養子縁組の成立のために同意が求められる者として、①養子となる者の実親、②養子となる者（但し、その者が13歳以上の場合）、及び、③養親のパートナー⁽⁶⁾が挙げられるところ、本稿では①養子となる者の実親の同意を素材として、⁽⁷⁾実親の同意に対する公証人の関与を論じる。

なぜなら、養子縁組によって、とりわけ実親と子との間の親子関係が断絶される完全養子縁組（adoption plénière）によって、実親には大きな影響が及ぶところ、かかる決断の正確性を担保する手段は特に重要な意味を持つ。フランスでは公証人が同意を受領する際に養子縁組に関する情報提供をすることによって、その正確性を担保している。かかる意味で、フランスの公証人実務の一面を理解するために格好の素材であると考えられるからである。

また、日本の養子制度においても、実親の同意の性格が問題となることがある。特に特別養子制度において、その成立のためには養子となる者の父母の同意が要求される（民法第817条の6本文）が、一定の場合にはその同意がなくても家庭裁判所は特別養子縁組を審判により成立させることができる（同但書）。この但書が十全に機能していないと指摘される中⁽⁸⁾で、同様の場面に関するフランス法の規律を検討することには意味がある。本稿はその点には及ばないものの、少なくともその準備作

科学研究』(お茶の水女子大学) 第16号265頁以下 (2020年)、中原太郎「フランスにおける遺言による財産承継の局面での公証人の役割」『法学』(東北大学) 第83巻第4号85頁以下 (2020年)。

(5) フランス養子法については多くの研究が積み重ねられており、フランスにおける養子制度の実態に迫る研究も見られる。紙幅の都合で、ここでは近時の研究として、菊池 [2007]、金子 [2011]、金子 [2012]、栗林 [2015]、栗林 [2020]、石綿 [2018] を挙げるに止める。

(6) 本稿における「パートナー」の語義については、後掲注(21)を参照。

(7) Godin [2022] (養子縁組への同意を巡る公証人の役割を分析する論文) は、この三者に場面を分けて議論を展開する。

(8) 原田 [2011], p. 295.

業になりうる。

3. 本稿の構成

そこで以下では、Iにおいて、フランスにおける現行の養子制度を概観し、その中で養子縁組成立の手続を説明する。それを踏まえてIIでは、実親の同意に対する公証人の関与を分析する。

なお、以下に引用する条文は特段の記載がない場合、後述する2022年改正後のフランス民法典の条文である。⁽⁹⁾ また、社会活動家族法典 (Code de l'action sociale et des familles) は「CASF」、民事訴訟法典 (Code de procédure civile) は「CPC」と表記する。

I. フランスにおける養子縁組成立の手続

本章では、IIにおける議論に必要な限度で、フランスにおける養子縁組の手続を説明する。まず、Aにおいてフランス民法典における養子に関する規定の構造を説明する。それを踏まえて、Bにおいてフランスの養子縁組においては裁判上の手続が必要であること、そして、その中で公証人の作成する証書が登場しうることを確認する。最後にCにおいて、フランスの養子縁組成立において登場する機関の一部を補足的に説明する。

A. フランス民法典における養子の規定の構造

フランス民法典における養子は、元の親子関係を断絶する完全養子、及び、元の親子関係に養親子関係を追加する単純養子 (adoption simple)

(9) フランス民法典の条文の訳においては、田中 [2014] を参考にしている。

(10) 本章は、内容的に関連する別稿 (養子となる者が13歳以上である場合、養子縁組にはその者の同意が必要であるが、その同意に関する論稿を公表予定である) に依拠する。但し、実親の同意を検討対象とする本稿では、その内容に沿った修正を加えている。

の2つからなる。この構造は、1966年7月11日法律第500号による⁽¹¹⁾。同法律によると、民法典第1編・第8章「養親子関係」は、3節から編成される（第1節「完全養子」、第2節「単純養子」、第3節「養子縁組による親子に関する法律の抵触、及び、外国において宣告された縁組のフランスにおける効果」）。養子縁組の要件及び手続については、完全養子に関する第1節の規定の多くを単純養子に関する第2節に準用する形式をとる（2022年オールドナンスによる改正前の旧第361条）。

ところが、フランス民法典における養子に関する規定の構成は、2022年法律及び2022年オールドナンス⁽¹²⁾（以下、両者をまとめて「2022年改正」⁽¹³⁾と呼ぶ）によって大きく変化した。まず、2022年法律によって、民法典及び関連する法律が改正された。主たる改正点は、養子縁組が、婚姻した夫婦に限らず、⁽¹⁴⁾パクスによるカップル及び同棲カップルにも認められたという点である⁽¹⁵⁾（以下「カップル」と表記する際は婚姻、パクス及び同棲を含むものとする）。次に、2022年オールドナンスによって、養子縁組に関する民法典第1編・第8章の規定が手続の順に配置され、完全養

(11) 稲本 [1985], p. 83.

(12) 養子の改革を目的とする2022年2月21日の法律第219号 (La loi n° 2022-219 du 21 février 2022 visant à réformer l'adoption)。その紹介として、足立 [2023a] を参照。

(13) 養子の改革を目的とする2022年2月21日の法律第219号第18条の適用に関する2022年10月5日のオールドナンス第1292号 (L'ordonnance n° 2022-1292 du 5 octobre 2022 prise en application de l'article 18 de la loi n° 2022-219 du 21 février 2022 visant à réformer l'adoption)。その紹介として、足立 [2023b] を参照。

(14) フランスでは、2013年5月17日の法律第404号により同性婚が認められており、婚姻カップルを表す語として「ふうふ」という語が用いられることもあるが（大島 [2015], p. 162）、本稿では便宜的に「夫婦」という語を用いる。

(15) その背景には、再構成家族のあり方も多様になっており、パクスや同棲による再構成家族も増加していることが指摘されている（Combret=Raoul-Cormeil [2022], p. 24）。

子に関する規定の準用が整理された。同章の構成は次の通りである。

第1節「養子縁組の要件」,

第2節「養子縁組の手續及び判決」,

第3節「養子縁組の効果」,

第4節「カップルの他方の子の養子縁組」,

第5節「国際養子縁組, 法律の抵触, 及び, 外国で宣告された養子縁組
のフランスにおける効果」。

このように条文の編成は大きく変化したが, フランスの養子制度が完全養子と単純養子から成ることは2022年改正後も変わらないため, 両者の区別に注意が必要である。しかし, Bで説明する通り, 養子縁組の成立に裁判手續が必要であるという点で両者には重要な共通点が認められるため, 本稿では完全養子と単純養子とを特に区別せず, 必要に応じて両者の差に言及する。

B. 裁判上の手續

本節では, 養子縁組に対する実親の同意の位置づけを確認するために, まず1において, フランスの養子縁組には裁判所による判決が必要であることを説明する。次に2において, その判決手續の中で裁判所が養子縁組成立の要件を審査し, その中で同意を証する公証人証書が審査の対象になりうることを説明する。

1. 判決

フランスの養子縁組には, 単純養子縁組と完全養子縁組のいずれについても判決 (jugement) が必要である。養子縁組のための訴訟事件は, 司法裁判所 (tribunal judiciaire)⁽¹⁶⁾ に対する養親の申請 (requête) によって開始する (CPC 第1168条第1項)⁽¹⁷⁾。非訟事件 (affaire gracieuse) であっ

て（CPC 第1167条）被告は存在しないが、検察官の意見が求められる（CPC 第1170条）。裁判所は、養子縁組成立の要件を審査した上で縁組を宣告する（第353-1条第1項）。但し、縁組の効果が発生するのは、縁組の申請の提出日である（第355条第2項）。縁組を宣告する判決には理由が付されない（第353-1条第7項）が、養子縁組を拒絶する判決には、⁽¹⁸⁾当事者による控訴申立てのため、理由が付されなければならない。

養子縁組を宣告する判決は、民事身分登録簿に記載（単純養子縁組の場合）又は転記（完全養子縁組の場合）される（第354条第1項）。⁽¹⁹⁾特に、完全養子縁組における判決の転記は、養子の出生証書に代わる（同第2項）。元の出生証書は無効とみなされる（CPC 第1175-1条第3項）。⁽²⁰⁾

2. 裁判所が審査すべき事柄

それでは、裁判手続の中で何が審査されるのか。次章の議論に必要な範囲で、その概略を説明する。

裁判所は、訴訟係属から数えて6ヶ月の期間内に、法律上の要件が満⁽²¹⁾

(16) 2019年3月29日法律第222号により、2020年1月1日以降、従来の大審裁判所と小審裁判所が司法裁判所に再編された。フランスにおける裁判所制度の近時の改革も含めて、垣内 [2021], p. 50 を参照。

(17) その例外として、15歳未満の養子となる者が申請者の家庭 (foyer) に引き取られているとき、申請者は共和国検事に対する申請によって養子縁組の請求をなす。この場合、申請を受けた共和国検事は裁判所にその申請を移送する（CPC 第1168条第2項）。

(18) Égéa [2022], n° 1069, p. 501; 石綿 [2018], p. 100.

(19) Bosse-Platière=Schulz [2022b], n° 35.

(20) 同旨の規定は、元々民法典に存在していたが（2022年オールドナンスによる改正前の旧第354条第5項）、2022年オールドナンスによって削除され、それに代わり、CPC 第1175-1条第3項が2022年12月23日のオールドナンス第1630号によって新設された。

(21) 実親による同意以外の法律上の要件について、その全てをここに示すのは困難である。詳細は、2022年改正以前の文献であるが、近時の論文として石綿 [2018] に譲り、ここではその概要のみを紹介する。

たされているか、養子縁組が子の利益に適合するかを審査する（第353-1条第1項，CPC 第1171条第1項第1文⁽²²⁾）。つまり，法律上の要件が満たされているからといって，当然に縁組が成立するわけではない⁽²³⁾。

ここでは，養子縁組の成立要件の1つである，実親の同意について補足する。詳細は後述するが，養子となる者が未成年⁽²⁴⁾であるとき，養子縁

第1に養親に関する要件である。年齢は26歳以上であるが（第343-1条第1項），パートナーの子の縁組の場合は特に制限はない（第370-1条）。カップルが養親となる場合，1年以上の共同生活をしているか，双方が26歳以上でなければならない（第343条第2項）。原則として養子よりも15歳以上年長でなければならないが（第347条第1項），パートナーの子の縁組の場合は原則として10歳以上年長であればよい（第370-1-1条）。養親にパートナーがいる場合，そのパートナーの同意が必要である（第343-1条第2項）。国家被後見子又は外国人を養子とする場合，原則として認可（agrément）が必要であるが（第353条第1項），パートナーの子の縁組の場合は不要である。

なお，本稿では「パートナー」には，原則として婚姻，パクス，同棲によるカップルの相手方が含まれる。但し，養子縁組のために養親のパートナーの同意が求められる場面では，その「パートナー」から同棲カップルの相手方が除外され，別居していない婚姻カップル及びパクスカップルの相手方の同意が求められる（第343-1条第2項）。

第2に養子に関する要件である。完全養子の場合，養子は原則として15歳未満であるが（第345条第1項），単純養子の場合は年齢を問わない（第345-1条）。13歳以上の場合，原則として養子本人の同意が必要である（第349条）。

第3に養子縁組の手続という観点から，託置（placement）が求められる場合がある。国家被後見子，裁判上の放任宣言がされた子（les enfants judiciairement déclarés délaissés）の場合は原則として必要であり，養子縁組に対する同意がなされた子に関する完全養子縁組の場合も託置が必要である（第351条第1項）。託置は，養子となる者を養親に引き渡すことによって効力が生じ（第351条第2項），これにより実方家族への子の返還が阻止され，親子関係の立証や認知をなすことができなくなる（第352-2条第1項）。

(22) 同条は，申請の寄託（dépôt），又は，同法第1168条第2項に規定する移送（詳細は前掲注(17)を参照）から6ヶ月以内に審査する旨規定する。

(23) Montoux [2023], n° 106.

フランス養子縁組手続における実親に対する公証人の関与

組成立のために実親の同意が求められる場合がある。この同意を証明する書面が、申請の際に裁判所に提出する必要書類の一覧に含まれていることからも分かる通り、この同意は裁判手続の開始前に得られなければならない。実親による同意が公証人の面前でなされる場合、公証人証書(acte notarié)⁽²⁶⁾が作成され、それが裁判所に提出される。また、同意をなした実親には2ヶ月の間、同意の撤回が認められているところ、その同意がなされなかったことの証明書(「同意撤回の不存在証明書(justificatif de l'absence de rétractation du consentement)」)の提出が求められている⁽²⁷⁾。

C. 関連する機関

ここでフランスの養子縁組に関係する機関の一部を簡単に説明する。まず、児童社会援助局(Service de l'aide sociale à l'enfance.以下「ASE」と呼ぶ)は、児童の保護政策を実現する目的で県におかれた児童福祉担当の行政機関である。養子縁組におけるその任務の例として、子の受け入れ、一定の場合に養親が受けるべき認可(agrément)の審査などが挙げられる。

次に、認可養子縁組団体(Organisme autorisé pour l'adoption. 以下「OAA」と呼ぶ)は、県会議長から認可を受けた、養子縁組の斡旋を行う民間の団体である。後者はこれまで国際縁組も国内縁組も行って「い

(24) フランスにおける成人年齢は満18歳である(第414条)。

(25) Cerfa n° 52190, p.4. この資料には、申請書(Cerfa n° 15742*03.これは個人が養親となる完全養子縁組につき、その判決を求める書式である)の説明及び添付すべき書類の一覧が記載されている。

(26) 公証人が作成する公署証書は、公証人証書と呼ばれる。公署証書とは、これを作成する権限を有する公務担当者(officier public)が、必要とされる厳格な方式に基づいて作成した証書である(第1369条第1項)。

(27) Godin [2022], n° 15, p. 45 がそのように指摘しており、Cerfa n° 52190, p.4にも同意撤回の不存在証明書が必要書類として挙げられている。

た」が、2022年法律により、国内縁組の斡旋は終了し、国際縁組の斡旋のみを行うことになった。⁽²⁸⁾ その理由としては、保護の必要な子をASEに預けることで、その子は国家被後見子 (pupille de l'État)⁽²⁹⁾ の立場を享受することができ、子の保護に資するためである。国内の養子縁組の権限を行政機関であるASEに集中させることは、国家の役割の強化につながるという点も見逃せない。⁽³⁰⁾

II. 実親の同意に対する公証人の関与⁽³¹⁾

本章における検討の前提として、実親による同意が要求されるのはどのような場合かが問題となる。この点は、養子となる者の類型を観察することによって知ることができる。⁽³²⁾ 第344条は、養子となる者の類型を4つ挙げる。

(28) Prétot [2022], n° 2, p. 32.

(29) 国家被後見子は、CASFの規定によりASEに預けられており、国による特別の後見制度の下におかれている子である (山口 [2002], p. 471を参考にした)。

(30) Leroyer [2022], n° 868, p. 661. また、民間団体であるOAAによる国内縁組斡旋の廃止には、行政機関であるASEに子を預けたくないという親がいることもあって、批判がある (Prétot [2022], n° 6, p. 33)。

(31) Godin [2022], pp. 44 et s.

(32) 養子となる者の類型については、パートナーの子を完全養子とする場合の特則が別途存在する。第370-1-3条は、①子とそのパートナーに対してしか適法に確立された親子関係を有しないとき (第1号)、②子とそのパートナーによる完全養子縁組の対象となっており、かつ、その者に対してしか確立された親子関係を有しないとき (第2号)、③そのパートナーとは別の親が親権を全面的に取り上げられているとき (第3号)、④そのパートナーとは別の親が死亡し、かつ、その者が一親等の尊属を残さなかったとき、又は、それらの者が明白に子に無関心であるとき (第4号)、パートナーの子の完全養子縁組が可能であることを定める。しかしながら、本文で述べる実親の同意に関する原則はこの場合にも妥当するため、この点は本文では触れない。

- ①両親又は親族会⁽³³⁾（conseil de famille）が養子縁組に対して有効に同意した未成年者（第1号）、
- ②国家被後見子親族会⁽³⁴⁾が養子縁組に対して同意した国家被後見子（第2号）、
- ③第381-1条及び第381-2条所定の要件において裁判上の放任宣言がされた子（enfants judiciairement déclarés délaissés）（第3号）、
- ④成年者（第4号—但し完全養子縁組には第345条所定の要件がある）⁽³⁵⁾

実親による同意が問題となるのは第1号の未成年者の縁組の場合であり、本稿ではこの類型を分析する。実親の同意という観点からは、②及び③の類型も対比して検討する必要があるが、⁽³⁷⁾さしあたり公証人の職務

(33) 親族会は、未成年者につき後見人（tuteur）及び後見監督人（subrogé-tuteur）と共に後見を行う機関である。その構成員は、子の父母の親族等（第399条第3項）から後見判事が任命し（同第1項）、その人数は最低4名である（同第2項）。

(34) 国家被後見子親族会の構成員は、県会議員2名（CASFR第224-3条第1号）、家族協会（associations familiales）から2名（内1名は養子家庭協会（association de familles adoptives）から、同第2号）、被後見子互助会（association d'entraide des pupilles）から1名（同第3号）、里親協会（association d'assistants maternels）から1名（同第4号）、子どもと家族の保護に関心の深い有識者2名（同第5号）である（金子 [2012], p. 209, note 50 を参考にした）。

(35) 完全養子縁組が認められるためには、養子となる者は原則として15歳未満でなければならない（第345条第1項）。但し、15歳以上であっても次の4つの場合は、成年に達してから3年以内、すなわち21歳まで完全養子縁組の請求をなすことができる（同第2項）。第1に、15歳よりも前に、養子縁組をするための法定条件を満たさない者によって受け入れられていた場合（同第1号）、第2に、養子となる者が15歳よりも前に単純養子とされていた場合（同第2号）、第3に、国家被後見子又は裁判上の放任宣言がされた子の場合（同第3号）、第4に、パートナーの子の縁組の場合（同第4号）、である。

(36) 養子となる者が成年者である場合（同条第4号）、実親の同意は不要である（Godin [2022], n° 9, p. 44）。

を検討対象とする本稿は①を素材とするに止める。⁽³⁸⁾本節で検討する主な規定は第1節「縁組の要件」の第4款「縁組に対する同意」第348条から第350条の10箇条（枝番号の付された条文を含む）である。

以下では、まずAにおいて同意をなす主体について確認する。それを踏まえて、Bにおいて同意の方式を分析し、その中で、同意が公証人の面前でなされる場合があることを説明する。最後にCにおいて、公証人が同意の主体に対して説明するべき内容について説明する。

A. 主体

まず、実親による同意の主体である。以下の記載は単純養子と完全養子に共通である。

第1に挙げられるのが、「両親 (parents)」⁽³⁹⁾である（第344条第1号）。これに加えて、第344条第1号には親族会が同意をなうことが規定

(37) 養子縁組の要件として、子が放棄されて (abandonné) おり、最早家庭を持たないことを挙げる学説がある (Malaurie=Fulchiron [2022], n° 1182, p. 741)。両親による同意はそれを基礎付ける要素の一つとして位置づけられている。他方で、当局による決定もその放棄を基礎付けるものとされており、具体的には国家被後見子、裁判上の放任宣言がされた子が挙げられている。

(38) 本稿では、実親による同意が得られることを前提として説明しているが、実親の同意が得られなくても養子縁組が成立する場合もある。実親による同意の拒否が濫用的であると評価される場合、同意なくして養子縁組を宣告することができる。第348-7条第1項は、「両親がその子の健康又は精神を危うくするにも拘わらず子に無関心であって、その子の養子縁組に対する同意を拒否するとき、裁判所がその拒否を濫用的であると評価する場合には、裁判所は養子縁組を宣告することができる」と規定し、同第2項は、親族会による同意の拒否が濫用的である場合も同様であると規定する。

(39) 「両親 (parents)」という語は、2022年オールドナンスによる改正前は「父及び母」であった (旧第347条第1号)。このように表現が変えられたのは、女性カップルが生殖補助医療を用いることに配慮したためであると指摘されている (Renault-Brahinsky [2023], p. 16)。

されているが、この点は後述する。養子縁組に対する実親による同意は、「一身専属的な (strictement personnel)」行為 (第458条第2項) である。したがって、代理に親しまず (同条第1項)、移譲 (délégation)⁽⁴⁰⁾ の対象にもならない (第377-3条)。また相続の対象にもならない。⁽⁴¹⁾

それでは、実親による同意を与えるのは具体的に誰か。原則として、未成年者の両親ともに親子関係が確立さ (établir) れている場合、双方の同意が必要である (第348条第1項)。両親の離婚及び別居は親権の行使に影響を及ぼさないため (第373-2条)、養子縁組に対する同意の主体にも影響を及ぼさない。⁽⁴²⁾

これらの原則の例外として、両親の同意が不要とされる場合がある。

第1に、実親の一方の同意で足りる場合である。実親の一方が死亡している場合、意思を表明することができない場合、又は、親権を喪失している場合、他方の同意で足りる (第348条第2項)。未成年者との親子関係が一方にしか確立されていない場合、その者の同意で足りる (第348-1条)。⁽⁴³⁾

第2に、両親ともに死亡している場合、両親ともに意思を表明することができない場合、又は、両親ともに親権を喪失している場合、この同意は親族会によって与えられる (第348-2条前段)。⁽⁴⁴⁾ この場合、事実上

(40) 親権の移譲 (délégation de l'autorité parentale) とは、親権行使の全部又は一部を第三者 (家族の構成員、信頼に値する個人、そのために認可された施設、または ASE) に移転する制度である (第377条)。親権の移譲については、まず白須 [2010] を参照。

(41) Godin [2022], n° 7, p. 44.

(42) Montoux [2023], n° 41.

(43) 子が匿名出産によって出生した場合、母と子との間に親子関係は確立されていないので、母は縁組に対する同意をなすことができない (Montoux [2023], n° 42)。これに対して、父が縁組前に認知をした場合、縁組のためにはその同意が求められる。

(44) 本稿の射程からは外れるが、裁判上の放任宣言がされた子も、その養子縁組に対する同意は親族会によってなされる。裁判上の放任宣言をする

その子の世話をする者の意見を聞くことが求められている（同条前段）。
子の親子関係が確立されていない場合も同様である（同条後段）。

B. 方式

同意の方式は、第348-3条第2項に従う。同項は、「養子縁組への同意は、フランスの若しくは外国の公証人の前で、又は、フランスの外交官若しくは領事官の前で与えられる。養子縁組への同意は、同様に、子が児童社会援助局に引き渡されたときは、その機関によって受領されることができる」と定める。この条文から明らかな通り、実親による同意は、原則としてフランスの公証人の前で与えられる⁽⁴⁵⁾。他方で、子がASEに引き渡されている場合は、その機関によって受領される。いずれにせよ公平不偏性（*impartialité*）のある者だと理解されている。本稿では公証人の前で同意が与えられる場合のみを分析する。

実親による同意であるが、特別な方式（*forme*）は不要である。しかし、養親は、養子縁組成立のための申請において、同意を証する書面を裁判所に提出することになっている⁽⁴⁷⁾。したがって、現実には書面が作成されており、公証人が同意を受領する場合には、公証人証書が作成される⁽⁴⁸⁾。

判決において、裁判所はその子に対する親権を、その子を受け入れた又はその子が預けられた人、機関又はASEに移譲する（第381-2条第5項）。実親はその子の養子縁組に対して同意することができなくなる。しかしながら、その子の縁組に対する同意は、その者又は機関ではなく、第348-2条前段に基づき親族会による。なぜなら、縁組に同意する権利は移譲されないからである（Montoux [2023], n° 84）。

(45) フランスの外交官・領事官の前で同意をなす場合は稀であると指摘されている（Bosse-Platière=Schulz [2022a], n° 11）。

(46) Combret=Raoul-Cormeil [2022], p. 26.

(47) Cerfa n° 52190, p. 4.

(48) Leroyer [2022], n° 868, p. 660 は公証人による同意の受領は公署行為（*acte authentique*）であるとする。

なお、2歳未満の子の縁組に対する同意は、その子がASEに預けられていなければ有効ではない（第348-4条本文）。この場合、実親による同意を受領するのは公証人ではなくASEである⁽⁴⁹⁾。これは、養親と実親との間の圧力を避けるためであると説明されている。但し、養子と養親との間が6親等以内の親族・姻族である場合、養子がパートナーの子である場合は、この原則は適用されない（同条但書）。

C. 公証人による情報提供

養親縁組に対する実親の同意が公証人によって受領される場合、公証人はその実親に対して養子縁組の帰結を説明する。この説明は、一般的には公証人の助言義務（*devoir de conseil*）⁽⁵¹⁾に基づく情報提供である⁽⁵²⁾が、民法典等の条文において実親に対する説明が求められている場合もある。公証人は、当事者の状況に合わせてその内容を具体的に説明する⁽⁵³⁾。

さらに、これらの情報が適切に提供されたことを証明するために、公証人は次の2つの事柄をなすことが推奨されている⁽⁵⁴⁾。第1に、同意証書の中に法律上説明が要求される事柄を書き写すこと、第2に、署名者にその情報が提供されたこと、及び、署名者が自身の同意の帰結について十分に理解したことを、署名者に承認させること、である。

以下で論じるのは、公証人が実親に対して提供する情報の内容である。養子縁組の効果、及び、実親による同意の撤回の可能性が重要であるた

(49) Bosse-Platière=Schulz [2022a], n° 11.

(50) Leroyer [2022], n° 868, p. 661.

(51) 公証人の助言義務については多くの日本語文献があるが、まず横山 [2010], p. 7 を参照。

(52) Godin [2022], n° 4, p. 44.

(53) Godin [2022], n° 11, p. 45; Montoux [2023], n° 50.

(54) Montoux [2023], n° 50 の「実務上の助言（*Conseil pratique*）」の欄。養子に限らず、公証人証書の作成時には一般的にかかる対応がとられている（Pillebout=Yaigre [2019], n° 558, p. 124）。

め、それぞれについて順に論じる。

1. 養子縁組の効果

第348-3条第1項⁽⁵⁵⁾によると、単純養子縁組の場合も完全養子縁組の場合も、同意においてはその縁組の帰結について明示されていなければならない⁽⁵⁶⁾。同項は次のように規定する。

「養子縁組への同意は、自由であり、子の出生後においていかなる対価もなしに得られ、また、養子縁組の帰結について、及び、特に完全養子縁組を目的として同意が与えられる場合には、その完全であり、先行する親子関係の断絶が撤回不能であるという性質について明示されなければならない。」

まず、完全養子縁組の場合、同項によると、元の親子関係が完全に断絶され、それが撤回不能であるという性質について明示することが求められている。それを踏まえて公証人が実親に対して説明する内容は、①実親と子との間の関係が失われること（但し、パートナーによる縁組の場合、親子関係は存続する。第370-1-4条）、他方で、②実方との関係で婚姻禁止の原則は維持されること（第356条）、③養子の氏が変更されること（第357条第1項～第6項）、④養子の名が変更される可能性があること（同条第7項）等である。

これに対して、単純養子縁組の場合、完全養子縁組のような規定はないが、実親に対してその効果に関する説明がなされる。具体的には、①

(55) この規定は元々国際養子に関する第370-3条第3項に由来する。この原則が一般的なものであることを明示するため、2022年法律によって第348-3条に移された。

(56) この点は公証人が同意を受領する場合に限らず、ASEが同意を受領する場合にも妥当する。

フランス養子縁組手続における実親に対する公証人の関与

実親の親権が失われ養親に与えられること（第362条。但し、パートナーによる縁組の場合、養親にも親権は帰属するが、その行使は実親のみであり、一定の要件を満たすことによって共同行使をすることができる。第370-1-8条）、②実親による養子の扶養義務が補充的なものとなること（第1に養親が義務を負う。第364条）、③養子の相続において、その養子に直系卑属及び生存配偶者がいない場合、その養子が養親から無償名義で受領した財産は、養親又はその直系卑属に復帰し、実親から無償名義で受領した財産は、実親又はその直系卑属に復帰すること（第366条第1項）、④それ以外の財産については、その半分が実方の家族、残りの半分が養方の家族に分配されること（同条第2項）、⑤養子の氏が変更されること（第363条第1項～第4項）、⑥養子の名が変更される可能性があること（同条第5項）等である。

2. 撤回

次にCPC第1165条によると、同意を受領した者は、同意をなした者⁽⁵⁷⁾に対してその同意の撤回に関する情報を提供しなければならない。同条は次のように規定する。

「養子縁組に対する同意を受領する権限を与えられた者は、その同意を与える者に対して、養子縁組を撤回する可能性、及び、その撤回の態様(modalité)について知らせなければならない。

民法典第348-3条所定の証書は、この情報が与えられたことに言及する。」

それでは、同意の撤回とはどのようなものか。未成年子の縁組に対する同意は、2ヶ月の期間内に限り撤回することが可能である（第348-5

(57) この点も公証人が同意を受領する場合に限らず、ASEが同意を受領する場合にも妥当する。

条第1項第1文⁽⁵⁸⁾。養子縁組のために両親の同意が求められる場合、両親の一方がその同意を撤回したならば、実親の同意の要件は満たされないことになる⁽⁵⁹⁾。2ヶ月の期間の起算点は条文に明示されていないが、実親の同意が発せられた日から数えるものと考えられている⁽⁶⁰⁾。

但し、2ヶ月が経過した後も、その子が託置されていなければ、実親は子の取戻しを求めることができる。子の取戻しによって、縁組に対する同意は失効 (caduc) する。子を受け入れた者がこの取戻しを拒否した場合は、実親は裁判所に訴えを提起することができ、裁判所が返還の要否を判断する (以上同第2項)。

同意の撤回の方式は、配達証明付書留郵便 (lettre recommandée avec demande d'avis de réception) による (同第1項第2文)。但し、実親からの口頭の請求であったとしても、その請求により子が実親に返還された場合は、撤回がされたものとされる (同第3文)。

同意の撤回を受領するのは、同意を受領した者又は施設である (同第1項第2文)。したがって、公証人が実親の同意を受領した場合は、その公証人が同意の撤回を受領する。

既述した「同意撤回の不存在証明書」は、これらの性質が前提となっている。つまり、同意を受領した公証人が、その受領から2ヶ月の間に撤回を受領しなかったならば、最早同意の撤回は不可能となり、同意の存在が確実なものとなる。そのため、養親による申請を受けた裁判所は、公証人による「同意撤回の不存在証明書」によって、実親の同意が確実なものであることを確認することができる⁽⁶¹⁾。

(58) 養子縁組が成立した後、事後的に同意の効力を争う場合、養子縁組に対する同意と、その有効性を確認し縁組を宣告する判決とは不可分であることから、民法典第1130条以下の問題ではなく、CPC 第460条所定の異議申立てによるべきであることが指摘されている (Égéa [2022], n° 1082, p. 506)。

(59) Leroyer [2022], n° 868, p. 661.

(60) Leroyer [2022], n° 868, p. 661.

結びに代えて一本稿のまとめと今後の課題

本稿では、Iにおいて、フランスの養子縁組の成立手続を概観することにより、養親が主導することによって養子縁組の手続が進められることを確認した。他方で、養子縁組に関係する当事者の意思的関与も必要であり、その意思的関与は「同意」という形で示される。当事者の同意は、(ASEが受領する場合もあるため)全ての場合ではないが、公証人の面前で与えられることがあり、養子縁組に対する同意の受領が公証人の職務の一部であることを確認した。そこで、IIにおいて、実親の同意に対する公証人の関与について論じた。その中で、実親による重大な意思の表明につき、その正確性を公証人が担保していることを確認した。特に完全養子縁組の場合は実親と子との関係が切断されるため、その決断は慎重になされなければならない。だからこそ、民法典はその説明が実親になされるべきことを規定しており、その説明を公証人という中立的な法律家が担保している。

しかしながら、本稿ではフランスの養子縁組の成立手続における公証人の役割に検討対象を絞ったため、ASEが実親の同意を受領する場合や、養子となる者が国家被後見子である場合等、いくつかの重要な類型を割愛した。養子縁組における公証人の役割を立体的に把握するためにはこれらの検討は欠かせないが、この点は今後の課題となる。また、フランス養子法における実親の意思的関与という観点からは、実親の同意なくして養子縁組が成立する場面、特に、実親の同意の拒絶が濫用的と評価される場面の検討も必要であるが、この点も今後の課題となる。

(61) Godin [2022], n° 15, p. 45.

本稿の主な引用文献一覧

(URLの最終確認日は全て2024年3月31日である。)

- Bosse-Platière=Schulz [2022a]: Hubert Bosse-Platière, Marianne Schulz, «V° Adoption – Fasc. 21: FILIATION ADOPTIVE. – Adoption plénière. – Conditions préalables à l’adoption. Conditions relatives aux adoptés», *Juris-Classeur Notarial Répertoire*, 2022.
- Bosse-Platière=Schulz [2022b]: Hubert Bosse-Platière, Marianne Schulz, «V° Adoption – Fasc. 40: FILIATION ADOPTIVE. – Procédure d’adoption», *JurisClasseur Notarial Répertoire*, 2022.
- Cerfa n° 15742*03: «Requête en adoption plénière d’un enfant par une personne à titre individuel» (https://www.formulaires.service-public.fr/gf/cerfa_15742.do)
- Cerfa n° 52190: «Notice - Requête en adoption plénière d’un enfant par une personne à titre individuel» (<https://www.formulaires.service-public.fr/gf/getNotice.do?cerfaNotice=%2301&cerfaFormulaire=15742>)
- Combret=Raoul-Cormeil [2022]: Jacques Combret, Gilles Raoul-Cormeil, «L’adoption après la loi n° 2022-219 du 21 février 2022: entre ruptures et continuité», *Defrénois*, n° 12, 24 mars 2022, pp.22 et s.
- Égéa [2022]: Vincent Égéa, *Droit de la famille*, 4^e éd., LexisNexis, 2022.
- Godin [2022]: François-Bernard Godin, «Les consentement à l’adoption et le rôle du notaire», *La semaine juridique – Notariale et immobilière –*, N° 14, 8 avril 2022, n° 1138.
- Leroyer [2022]: Anne-Marie Leroyer, *Droit de la famille*, PUF, 2022.
- Malaurie=Fulchiron [2022], Philippe Malaurie, Hugues Fulchiron, *Droit civil, Droit de la famille*, 8^e éd., LGDJ, 2022.
- Montoux [2023]: Danielle Montoux, «V° Adoption – Fasc. 10: ADOPTION. – Adoption simple. – Adoption plénière», *JurisClasseur Notarial Formulaire*, 2023.
- Pillebout=Yaigre [2019]: Jean-François Pillebout, Jean Yaigre, *Droit professionnel notarial*, 11^e éd., LexisNexis, 2019.
- Prétot [2022]: Sophie Prétot, «La reprise en main étatique de l’adoption interne: une fausse bonne idée», *La semaine juridique – Notariale et immobilière –*, N° 14, 8 avril 2022, n° 1135.
- Renault-Brahinsky [2023]: Corinne Renault-Brahinsky, *L’adoption en 2023, ce qu’il faut savoir*, Gualino, Lextenso, 2023.
- 足立 [2023a]: 足立公志朗「養子法の改正—養子の改革を目的とする

フランス養子縁組手続における実親に対する公証人の関与

2022年2月21日の法律第219号『日仏法学』第32号176頁以下（2023年）

- 足立 [2023b]：足立公志朗「養子法の改正—養子の改革を目的とする2022年2月21日の法律第219号第18条の適用に関する2022年10月5日のオルドナンス第1292号」『日仏法学』第32号179頁以下（2023年）
- 原田 [2011]：原田綾子「特別養子縁組の要件としての父母の同意—親の意思と子の利益の調整に関する一考察」棚村政行他編集代表『中川淳先生傘寿記念論集 家族法の理論と実務』（日本加除出版，2011年）291頁以下
- 稲本 [1985]：稲本洋之助『フランスの家族法』（東京大学出版会，1985年）
- 石綿 [2018]：石綿はる美「フランス法」商事法務研究会『各国の親子法制（養子・嫡出推定）に関する調査研究業務報告書』（2018年）91頁以下 (<https://www.moj.go.jp/content/001350643.pdf>)
- 伊藤 [2001]：伊藤昌司「遺留分権利者と受遺者（＝相続人）間の「共有」関係の解消」『法政研究』（九州大学）第68巻第1号452頁以下（2001年）
- 垣内 [2021]：垣内秀介「裁判所の構成」岩村正彦他編『現代フランス法の論点』（東京大学出版会，2021年）37頁以下
- 金子 [2011]：金子敬明「養子制度の利用実態」『千葉大学法学論集』第25巻第4号155頁以下（2011年）
- 金子 [2012]：金子敬明「養子制度」大村敦志他編『比較家族法研究』（商事法務，2012年）179頁以下
- 菊池 [2007]：菊池緑「フランスの養子縁組斡旋制度とその実態」『新しい家族』第50号57頁以下（2007年）
- 栗林 [2015]：栗林佳代「フランスの養子縁組制度—養子法の概要と現地調査による実務の実態—」『佐賀大学経済論集』第47巻第6号1頁以下（2015年）
- 栗林 [2020]：栗林佳代「フランスの養子法の概要」鈴木博人編著『養子制度の国際比較』（明石書店，2020年）141頁以下
- 水野 [2022]：水野紀子「第18回 養子法を考える」『法学教室』第507号68頁以下（2022年）
- 大島 [2015]：大島梨沙「同性婚の承認—同性の者から成るカップルに婚姻を開放する2013年5月17日の法律第404号」『日仏法学』第28号161頁以下（2015年）
- 白須 [2010]：白須真理子「フランスにおける親権の第三者への移譲（1）～（3・完）」『阪大法学』第60巻第1号185頁以下，同第2号147頁以下，同第3号183頁以下（2010年）
- 田中 [2014]：「注釈・フランス家族法（13）（14）」『法と政治』（関西学

院大学) 第65巻第2号511頁以下, 同第3号869頁以下 (2014年)

- 山口 [2002]: 山口俊夫編『フランス法辞典』(東京大学出版会, 2002年)
- 横山 [2010]: 横山美夏「フランスの公証人制度をめぐる最近の動向」『みんけん』第641号2頁以下 (2010年)